

多面的機能支払交付金（旧：農地・水保全管理支払交付金）

農地整備課

1はじめに

本制度は、「国の農業・農村政策」の4つの改革のうち、「地域政策」として位置付けられており、多面的機能を持つ農地を農地として維持していく活動を支援するため、創設・組替されました。

これまでの「農地・水保全管理支払交付金」と異なり、農業者のみの活動も支援対象となります。

「公共財」としての農地や水路等の良好な保全管理のためにも、県内全ての市町村において、既存組織の活用や新たな組織の立ち上げなど多様な組織による取組みに活用いただけるよう推進をお願いします。

2目的

農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者が共同して取り組む地域活動や、地域資源（農地・水路・農道等）の質的向上に資する活動に対して支援する。

3制度概要



〔参考〕

農地・水保全管理支払交付金(H25まで)

【負担割合：国1/2・県1/4・市町村1/4】

共同活動支援交付金

農業者と地域住民等が連携して行う農地・農業用水等の保全管理に係る経費を支援

【対象活動】
地域ぐるみで行う共同活動

- ① 基礎活動
・農地、水路、農道等の法面草刈、泥上げ、砂利補充 など
・水路、農道、ため池の軽微な補修 など

- ② 農村環境保全活動
・植栽による景観形成 など

〔交付単価〕
田：4,400円（3,280円）／10a
畑：2,800円（2,080円）／10a
草地：400円（280円）／10a

向上活動支援交付金

施設の長寿命化のための活動（老朽化部分の補修等）

〔交付単価〕
田：4,400円／10a
畑：2,000円／10a
草地：400円／10a

推進交付金【負担割合：国10/10】
(県、市町村及び地域協議会)

※地方財政措置：市町村負担分の6割を普通交付税で、残余の6割を特別交付税で措置

4平成26年度予算要求方針：既存組織を最大限活用し、取組みを促進する。

国の詳細説明が1月下旬以降となり、新制度の周知や市町村の判断、集落の合意形成・意思決定の確認ができなかったため、当初予算では、現行の活動組織が新制度に移行することに伴う予算分（単価のみ新制度に置換）のみを計上。

なお、新たな組織の取組要望に伴う予算については、5月を目途に面積を集計の上、6月補正予算にて対応予定。

(1) 取組みを想定している組織等

- ・農地・水保全管理支払組織
- ・中山間直接支払組織
- ・集落営農組織
- ・畠地かんがい実施地区
- ・土地改良区
- ・農業者等で構成される組織 など

(2) 今後のスケジュール（予定）



多面的機能支払の対象となる共同活動の概要



効 果

- 国土保全、景観形成などの多面的機能の維持・発揮
- 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し
- 適切な維持管理の実施による、公共事業費の節減